

社会福祉法人新城福社会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、職務のため旅行する役員及び職員（非常勤職員を含む。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員及び職員が、職務のため旅行した場合には、当該役員及び職員に対し旅費を支給する。

(旅行命令等)

第3条 旅行は、理事長若しくは施設長及び管理者（以下「旅行命令権者」という）の発する出張命令によって行なわなければならない。

2 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更する必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務の必要又は、天災その他止むを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は、方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃（定期路線のバスを含む。）の額は、旅客運賃、急行料金並びに座席指定料金による。

2 前項に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上のもの

3 座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道

100km以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第7条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）並びに座席指定料金による。

- (1) 船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路により旅行する場合には、前各号に規定する運賃のほか、座席指定料金

(航空賃)

第8条 航空賃の額は、現に支払った運賃による。

(車賃)

第9条 車賃は、陸路旅行（バス、路面電車）に要する費用として、乗車に要する実費又は1kmにつき20円の定額により支給する。ただし、2km未満は支給しないものとする。

(宿泊料及び食卓料)

第10条 宿泊料の額は、旅行中の夜数並びに別表第2の定額による。ただし、用務の主催者側においてあらかじめ宿泊料が指定されている場合には、指定された額とすることができる。

2 食卓料の額は、食卓料が必要と認めた場合のみ別表第2の定額による。

(公用車の利用)

第11条 近隣の出張についてはできる限り公用車を利用し、公用車出張については、交通費（鉄道賃、車賃）を支給しない。なお、近隣とは県内、県外を問わず公用車を利用できる範囲とし、出張については日帰り、宿泊を問わない。

(旅費の調整)

第12条 役員及び職員が公用の宿泊施設を利用して旅行した場合、不当に実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 本法人以外の者から旅費が支給される場合には、本規程による旅費額のうち、その支給される旅費額に相当する額は支給しない。

(旅費の支給制限)

第13条 予算上又は、その他の事由により旅費を支給制限しまたは、打ち切り旅費として支給することができる。

(旅費の支給)

第14条 役員及び職員は、旅費を請求しようとするときは、所定の請求書を提出しなければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、旅費に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成15年9月18日議決)

この規程は、平成15年9月19日から施行する。

附 則 (平成17年3月26日議決)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月28日議決)

この規程は、平成17年5月29日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日議決)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

- 1 普通運賃は、JR各社の幹線、地方線及び私鉄の各種類とする。
- 2 JR各社の幹線、地方線を利用する場合は、地方線の営業キロを換算して幹線の運賃表を適用し、私鉄については、私鉄各社の定める運賃を適用する。
- 3 特急、急行料金は、営業キロで計算する。
- 4 新幹線特急料金は、駅間ごとの料金とする。

別表第2 (第10条及び第11条関係)

単位:円

区 分	宿 泊 料 一夜につき	食 卓 料 一夜につき
役 員	10,000	2,000
その他の職員	10,000	2,000